

一九世紀日本におけるオランダ法情報を通じた西欧 法認識の一断面：『和蘭字彙』及び『和蘭政典』第 五篇を中心として

山口，亮介
北九州市立大学法学部：講師

<https://doi.org/10.15017/1475354>

出版情報：法政研究. 81 (3), pp.327-359, 2014-12-17. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



一九世紀日本におけるオランダ法情報を通じた西欧法認識の一断面

——『和蘭字彙』及び『和蘭政典』第五篇を中心として

山口 亮 介

はじめに

第一章 近世蘭学知識と法制関連諸語の認識

第一節 西洋諸語の移入と蘭語辞書

第二節 『和蘭字彙』の法制関連諸語とその特徴

第二章 『和蘭政典』第五篇の訳出のあり方

第一節 『和蘭政典』の基礎情報

第二節 訳出のあり方とその特徴

第三節 『泰西国法論』との相異点と共通点

おわりに

はじめに

幕末期から明治期を通じた西欧の裁判制度や法典の翻訳、移入をめぐる諸問題は、わが国の近代法体制の形成を考える上で欠くべからざる研究課題であることは言を俟たない。とりわけ明治二年頃より始められるナポレオン諸法典及び憲法の翻訳の試みにはじまるフランス法の移入は、その後御雇外国人G・ブスケやG・E・ボアソナードらによる講述や彼らと政府官員との討議を通じて政府において進められた法制改革、法典編纂、法学教育等の前提をなすものとして注目され、膨大な研究業績が積み上げられてきた。

こうしたなかで近年筆者は、フランス法の移入に先んじて明治初年に存したオランダ裁判所構成法典の翻訳が、ブスケの法制講述の過程で政府官員の西欧裁判所機構の認識と理解の便に供されたことを紹介した。このような体系的な近代法学識の受容という点でわが国の法体制の形成に影響を及ぼした西欧法という意味において、オランダ法はフランス法に較べれば断片的なかたちではあるものの、続くフランスの法体系の理解を下支えする役割を果たした補助線としての意義を持つということができる。⁽¹⁾

またここにおいて、オランダ法典⁽²⁾の参照を翻訳というかたちでフランス法に一步先んじて可能にした諸条件に着目するならば、ここには近世を通じた蘭学知識の蓄積という前提を欠かすことができない。幕末期以降、個別の法制関連文献の読解や翻訳が試みられる以前に、オランダ語とりわけ蘭語辞書の用語中に、法や裁きにかかわる語が見られることが注目される。こうした点に着目し、現代の「権利」の概念のもつ射程との比較検討を行った試みとして、熊谷開作の研究が挙げられる。彼は法学界において古くより検討されてきた「権利」⁽³⁾の語のわが国近代以降の定着過程に、オランダ語 *recht* の持ついた多様な語義から脱落した観念があることを近世の蘭語辞書を用いた分析を通じて論じた。⁽⁴⁾ もっともこうした熊谷の研究は、これまでの野田良之をはじめとした「権利」の語に関する諸研究⁽⁵⁾と同様に現代語とし

ての「権利」の意味・観念およびそれが抱える問題点を出発点としたものであった。すなわちその論考の軸足は、「権利」の語が西欧の *right*, *Recht*, *droit* ほかの語の有する概念に比べていかに狹隘な射程をもつものとして定着したかを論じることになされていたのである。無論同論文の後記において、かかる研究の契機として「幕末の蘭学の中の法観念と権利の観念の生成」への興味を挙げた熊谷においては、「権利」のみならず広く法にかかわる用語のあり方の分析が念頭にあったものと推察される^⑥。しかしながらこの点に関する考察はそれ以後行われることがなく、法や裁判についての語の検討は現在も未着手の課題として残されている。このように熊谷によって残された課題に対して本稿では、*recht* ほかの語に対し、特に制度や観念に即して既存のいかなる制度やこれに関連する語が当てはめられていたかについて考察を行う。これによって、当時の日本人が触れた法についての用語の理解のあり方やその背景にある裁判や法に関する考え方の特質を、当時の認識に引きつけて見出していきたい。

なお、以上のような課題に取り組むに当たり、法と裁判にかかわるオランダ語翻訳のあり方のすべてを諸テキストに即して直ちに網羅的な検討に付することは可能ではない。極めて限られた紙幅の中において本稿が目指すのは、実際の法典翻訳のあり方について、法と裁判に関してどのような論点が見いだされるかについて情報の抽出・整理を行うことである。ここにおいて本稿では、熊谷も参照した近世の蘭和辞典『和蘭字彙』から、*recht* やその派生語、また捌きに関連する翻訳のなされている用語に着目してごく簡潔に近世の蘭学の知識背景と蘭語辞書の法制用語の翻訳のあり方について見通し、その方向性について確認する(第一章)。続いてオランダ憲法典の翻訳書たる神田孝平訳『和蘭政典』のうち、同書第五篇の裁判を取り扱っている部分を素材として用いる。同書の翻訳における用語の用いられ方やその性質の検討、さらに同時期に刊行された『泰西国法論』に用いられる幾つかの語との比較を通じて、当時のわが国における西欧の法や制度にかかわる観念の理解と認識の輪郭形成のあり方を既存の法や裁きに関する観念のあり方とも照らし合わせながら考察していきたい(第二章)。

第一章 近世蘭学知識と法制関連諸語の認識

第一節 西洋諸学の移入と蘭語辞書

本章では、次章で取り扱う『和蘭政典』の翻訳の諸前提として、まず第一節で近世における西洋諸学移入の背景、とりわけ蘭学および蘭語辞書のあり方について確認した上で、第二節において『和蘭字彙』における法制用語の翻訳の傾向について概観していきたい。

1 西洋諸学移入の背景

早くも一九世紀の初頭には、各国の歴史や風土などを紹介する文献が中国による漢訳を経由して数多くわが国にもたらされていた。海外とりわけ西欧との接触を制限した幕府において、西欧諸国の情報に触れうるのは、主に長崎を介した交易によるものであった。幕府が公式の留学生を派遣するようになるのは一九世紀中期以降のことであり、それまでは一部の漢訳書⁷⁾を除けばオランダからもたらされた書籍やその翻訳が西欧知識の中心をなした。蘭学はこうした情況下で自然科学や操船技術等に関する諸学を中心として学ばれた。もともと周知のごとく、耶蘇教にかかわる文献や各国の政治法律についての書目の輸入や翻訳は徳川政権後期に至るまで長らく禁じられていた。⁸⁾

しかしながら当時、わが国において西欧の法や政治に関する情報への接点を持ちえなかったわけではない。蘭学を学ぶ基礎としての蘭語学習の一端に、その可能性を見出すことができる。すなわち、オランダ語辞書の移入とこれらの国内における翻訳作業によってされて蘭和辞書が作成され、蘭学の学習に供されていた。この中には辞書という性質上、政治、法制に関する語彙が含まれていることが注目される。

2 蘭語辞書の基礎情報

オランダ語辞書の翻訳については、日本語学史の分野において研究が積み重ねられている。¹⁰⁾ オランダ語辞書は近世を通じて複数発行されているが、このうちオランダ人フランソワ・ハルマの蘭仏辞書¹¹⁾を基礎としてこれを国内において和訳したテキストの系譜を見出すことができる。この系譜については、岡田袈裟男の研究から大要を窺うことができる。岡田によれば、蘭和辞書には「江戸ハルマ」または「波留麻和解」と呼ばれる F. Halma “*NEDERDUTS WOORDEN-BOEK*” (一七九六寛政八刊行) と、長崎でオランダ商館長 H. Doeff が通詞吉雄権之助らの協力のもとに編纂した「長崎ハルマ」、「ゾーフ・ハルマ」と呼ばれる H. Doeff “*NEDERDUTS EN JAPANISCHE TALEN*” (一八三三
天保四頃成立。) という大きく二系統のものがあり、さらにこれらを基にした縮約版が刊行されている。¹²⁾

この中で本稿が焦点を当てる『和蘭字彙』は、「ゾーフ・ハルマ」の校訂版にあたる。¹³⁾ 幕府は当初、成稿なった「ゾーフ・ハルマ」を公刊することを認めず、写本を長崎譯官、天文台そして桂川家に置いた。これに対して桂川甫周(国興)は同書の刊行が国防の観点から必要であることを強く説き、桂川家をあげて行われた校訂作業の成果が『和蘭字彙』である。¹⁴⁾ 同字彙は安政五(一八五八)年八月に完成し、これが幕府蕃書調所に献呈されて「日本語取調べには尤有用」と評された。¹⁵⁾¹⁶⁾

このように、『和蘭字彙』は上梓語ただちに幕府蕃書調所にもたらされたことから、蕃書調所に仕えた神田孝平らは同字彙を参照しうる環境にあったものと考えられる。¹⁷⁾ また『和蘭字彙』の底本となった「ドゥーフ・ハルマ」については、他の辞書に比べて原本たる François Halma, *Woordenboek der Nederdutsche en Franche Taalen*” に対し忠実に全訳が試みられているとの評価がなされていることから、¹⁸⁾ 原語との対照を広く確認するという意味でも、¹⁹⁾ さしあたり『和蘭字彙』を利用することは有益であると考えられる。

第二節 『和蘭字彙』の法制関連諸語とその特徴

1 翻訳の基本的特徴

さて、『和蘭字彙』につき概観していこう。【表】は、同字彙所収の単語および邦語訳のうち、regtとその派生語および、後述する『和蘭政典』の原法典第五章にみられる法制関連語とこれらの類語で裁きに関連すると思われる語を抽出したものである。ここにみられる原語と訳語を概観すると、熊谷開作が同書に触れて簡潔に述べる⁽¹⁹⁾とくregtの項目の幾つかの見出しからは、「政法」、「法律」、「国法」、「裁判所」、「公事」、「正直」、さらに「捌キ方」との訳が確認できる。ここではこうした原語と訳語の現れ方から、幾つかの特徴を指摘したい。

第一に、『和蘭字彙』のregisterの項目には「裁判役人」との訳がみえるが、このregisterは他の箇所にも併記される訳語の中で「市中を支配する人」(W-五六丁裏:wethouder)と訳されている。またここでwetには「掟」の語が与えられているが(W-五六丁表)、さらにwetにはregtenの関連語として「政治」(R-一七丁裏)を見出すことができる。このように「裁判」は広く「まつりごと」⁽²⁰⁾としての市中支配の役割の一つであると整理することができる。なお、「道理ナル」という訳語も、こうした「政治」としての市中支配の文脈で道理に適った捌きを「裁判」として行うことで「政法又法律」としてのregtに従って肅々と政刑を行うことが求められている。

第二に、『和蘭字彙』中にみえる原語において、訴訟処理と刑罰やこれに関する手続きの違いが厳密に分けられていないようにみえる。regtと同様に「裁判」、「捌キ」の語が当てられるgeregt及びの関連書語の訳からは、「捌キ」という用語のもとに「捕手ノ役人」の捕縛の職務や死罪の執行といった「刑罪所」の事務が含まれることが確認される。これに関連し、regtを「捌き方」と訳す項目には、vitspraakの語が併記されていることが注目される(E-一六丁表)。この語の見出しを辿ると、裁判所からの「裁決ノ言ヒ渡シ」との訳語を見出すことができる(U-一七丁裏)。さらにこ

の *uitspraak* の項目に併記される *vonnis* を確認すると、「罰ノ言渡シ」との訳が見出される（V—四六丁表）。ここにおいてこの *vonnis* は、当時日本にもたらされていた蘭英辞典においても確認される通り *sentence* 及び *judgement* に対応するものとされ、広く民・刑事の判決一般を指すものであると考えられる。⁽²¹⁾ それでは「裁判所」の活動として「捌キ」の用語にまとめられるこれら刑罰や訴訟の裁決・裁許の言渡しは、わかれているものとして理解されていたのか、一体のものとして考えられていたのか、『和蘭字彙』の用語からは判然としない部分がある。

このように以上に挙げた特徴を見通す中で「捌キ」翻訳の前提にある当時の「裁判」や「公事」とはいかなるものとして認識・理解されていたかという疑問に突き当たる。

2 「公事」と「裁判」、「政治」の理解

それではここで、*regt* に即して「裁判」と平行して訴訟や刑罰に関する語と関連付けられた「公事」の語は、具体的にどのような意味合いを持っていたであろうか。このことを確認することは、*regt* ほかの諸語に於てられた「公事」以外の用語との関連を考慮するうえでも有益であると考えられる。ここにおいて「公事」の意味合いは、一九世紀初頭に編纂された武家故実書『武家名目抄』⁽²²⁾ から、このことを端的にうかがい知ることができる。

さて、同書は大分類十六部に別れるカテゴリの一つとして「公事部」を持つ。ここにおいて「公事」の項目には、次のような説明が付されている。

按公事はもと私事にむかへし詞にて政事をすへていへる名目なり後世もつはら訴訟聴断のことゝなりたりこれ私事の争論事行すして公に訴へたるを公事に及びしなといひしより転したるにやもと民間にいひし詞の上さまにもうつれるなるへし⁽²³⁾

【表】『和蘭字彙』の法制関連語

掲載箇所(アルファベット毎の丁数)	オランダ語 ("→"は見出し以下の用例・関連語を指す)	邦語訳 (括弧は割注)	備考
(B-147 丁表)	burger. borgen, poorten.	町人 (素姓正シキ由緒アル町人ヲ云ナリ彼国ニテハ此者トモ政道ニモ與リ此方ノ士ノ如クニテ賤シカラス者之事アル時ハ王ヲ助テ一方ヲ防ク者ナリ)	他の項目では基本的に「ビュルゲル」とカナでそのまま訳出
(B-147 丁裏)	burgelijk. buergeren.	「ビュルゲル」ノ	
	→ burgelijk regt	各國ノ法 (国々ニテ立タル法)	「民法」(『和蘭政典』146 条)
(G-67 丁表)	geregt. de regters.	裁判役ノ人々	
	geregt. galgeveld. de geregtplaats.	刑罪所	
(G-67 丁裏)	geregt. gerigt. regtsgebied.	領分	
	geregt. van regten. door het regt gedood.	死罪ニ行フタ	
	geregt. regt gemaakt.	真直ニシタ	
	geregtbank. regtbank. viersehaar.	裁判役ノ列座	
	geregtelijk. door het regt.	裁判役ヲ以テ	「対論裁断」(?) (『和蘭政典』92 条)
	geregtig. regtvaardig.	真直ナル	
	geregtigd. gewittigd.	言付タ	
	geregtigheid. het regt.	捌キ方	
(G-68 丁表)	geregtiglijk. regtvaardiglijk.	真直ニ	
	geregtsbade.	裁判役ノ使者	
	geregtsdag. regtdag.	裁判日	
	geregtsdienaar.	捕手ノ役人	
	geregtschrijver.	裁判所ノ書役	
	geregtvaardigd. van regtvaar.	有縁ニ言タル	
(G-73 丁裏)	geschil. oneenigheid, twist.	不和又喧嘩	「訴訟」(geschillen: 『和蘭政典』146 条)
(G-74 丁表)	geschillig. oneenig.	不和ナル	
(H-62 丁裏)	hooge raad.	國政ノ打寄	「大裁判所」(『和蘭政典』157-163 条)
(O-164 丁裏)	opprehof. hoogste geregtshoff.	上裁判所	
(O-165 丁表)	opprerger.	上裁判ノ役人	
(R-1 丁表)	raad. raadvergadering, de overigheid, de raads, heren.	惣評議役	
(R-16 丁表)	regt. geregtigheid.	政法又法律	

一九世紀日本におけるオランダ法情報を通じた西欧法認識の一断面（山口）

	→ Het regt handhaven op beschermen	政法ニ疵ノ付カヌヤウニスル（国法ノ条々ヲ主トシテ謹テ政刑ヲ行フヲ云フ）	
	→ het goddelijk regt	天作ノ法律	
	→ het menschelijk regt	人作ノ法律	
	regt. het landregt, het stadregt. Het regt dat in een land of stad geoeffend mond, de geregtigheden van een land en stad, en van beiden innonccen.	國法	
	regt. vierschaar, de regtrs.	裁判所	
	→ Iemand te regt stellen op in regte vervolgen	相手ヲ裁判所ニ引キ出ス	
	regt. regtoefening, uitspraak.	捌キ方	
	regtdoen, geregtigheid oefenen.	捌ク	
(R-16 丁裏)	regtdoen, het vonnis van de regter uitsveeren.	裁判所ヨリノ言渡シ通りヲ取り行フ	
	regt. regtzaak, geding.	公事	
	→ Door regt, regtvaardiglijk.	正直ニシテ	
	→ Naar regten reden.	法ト理ニ隨テ	
	regt, ware, opregt.	真ノ	
(R-17 丁表)	regt over.	真向ニ	
(R-17 丁裏)	regt, regt zoo. het is zoo.	其通りデアル	
	regtbank. vierschaar.	裁判役ノ列座	
	regtboek.	政法ノ書物	
	regtdag. dag van regten.	公事ノ捌キノアル日	
	regten. pleiten.	公事スル	
	regten. opregten, overeind zetten.	真直ニ立ツル	
	→ De regten, de wetten, het regt.	政治	
	→ Naar regten, volgens de wetten.	法律ニ隨テ	
	regter. rigter, die het regt uitspreekt.	裁判役人	
(R-18 丁表)	regter. seheidsman, gaede man.	捌ク人	
	regterhand. regte hand.	右ノ手	
	regterschap. regtersampt.	裁判役ノ役目	
	regterstoel.	裁判役ノ座（裁判役目ヲ云フ）	
	regtheid. opregtigheid, onnoozelheid.	マコト 實	
	regthoek.	正角	
	regtshof. geregtschef.	裁判役所（裁判役人ノ列座ヲモ云フ）	opperste geregtshof「最上等裁判所」（『和蘭政典』157条）

	regthuis. geregthuis.	裁判役所ノ家（裁判役人ノ 寄合所并ニ牢屋モ此内ニアル）	
	regtkamer. geregtskamer.	裁判役ノ裁許場	
	regtmatic. billijk, regtsgeleerheid.	道理ナル	regtsgeleerdheid の 項参照
(R-18 丁裏)	regtmatic. regtzinnig.	一心ニ信シテ居ル	
	regtmaticheid. billijkheid, regtvaardig.	道理ナル事	
	regtmaticglijk. regtvaardiglijk.	道理ヲ以テ	
	regtschapeheid. opregtigheid.	正直ナル事	
	regtsdwang. regtsmagt, regtsgebied.	捌キ	
	regtsgebied. regtsmagt.	領分	
	regtsgeging. regtszak, geding.	公事	「獄事」（『和蘭政典』 162 条）
	regtsgeleerde. regtskundige.	政治科ヲヨク学ビタル人	
(R-19 丁表)	regtsgeleerdelijk. naar de regtkuinde.	政治科ノ法則通りニ	
	regtsgeleerdheid. regtskuinde.	政治科（事ノ邪正ヲ弁知シ 各地ノ風習ヲ會得シ變ニ應 シテ其處置ノ宜シキヲ得ン コトヲアラカシメ学習スル 科目ナリ）	「法学」、「公事学」、 「レグツゲレールド ヘイド」（『泰西法学 要領』）
	regtshandel. regtspleeing.	公事ノ捌キ	
	regtsvardelaar.	公事ノ掛リ方ノ人	
	regtsuit. ongeveinsd, onbewimpeld.	包ミ隠サスニ又有ノ僣ニ	
	regtvaardig. naar regt, billijk, vroom.	正直ナル又道理ナル	
	→ Een regtvaardig straffe	正キ刑罰	
	regtvaardigheid. geregtigheid.	正直ナル事又道理ナル事	
	regtvaardiging. verdediging, vers- chaaning.	言ヒ訳ケ（我がナシタル次 第ノ）	
	regtvaardiglijk. naar regt, wettelijk.	掟通りニ又正直ニ	
	regtvaardigmaaking. vrijspreeking.	過ナシト云フ事	
	regtzinningheid. het rechte gevoelen in de leere.	法教ヲ一心ニ信シテ居ル	
(S-145 丁裏)	straf of straff. kastijding.	刑罰	strafregt「刑法」、 strafvordering regt 「治罪法」（『和蘭政 典』146 条）
	→ Doodstraf.	死刑	
	→ straffe des doods.	死刑	
	strafbaar. dat of die straf verdient.	刑罰ヲ受ルベキ	
	strafloos. vrij van straffe.	刑罰ニ行ハズニ	
	strafloosheid. ongestraftheid	刑罰ニ行ハス事	

一九世紀日本におけるオランダ法情報を通じた西欧法認識の一断面（山口）

	straffelijk. strengelijk.	厳シク	
(S-146 丁表)	straffen. kastijden.	刑罰ニ行フ人	
	straffing. straf oplegging.	刑罰ニ行フ事	
	strafheid. strengheid, stuursheid, wrangheid.	厳シキ事	
	strafplaats. plaats de gereegtraffe.	刑罰ノ場所	
	straftooneel. schavot.	刑罰ノ舞臺（「スカホット」ノ條下ヲ見ルヘシ）	
	strafwaardig. strafbaar.	刑罰ニ行フベキ	
	strafzwaard. zwaard des geregts.	刑罰ノ刀（刎首ニ用ユル刀ヲ言フ）	
(U-27 丁裏)	uitspraak, gewijsde, uitspreking van vonnis.	裁決ノ言渡シ（裁判所ヨリノ）	「（裁判所にて……）言渡す」（『和蘭政典』163 条）
	→ uitspraak over iets doen.	或事ニ付テ裁決ノ言ヒ渡シスル	
(V-146 丁表)	vonnis. geregteijk uitspraak, gerijdsde, aandeel.	罰ノ言渡シ	「裁決」（『和蘭政典』156, 162 条）
	vonnissen. vonnis geven.	罰ヲ言渡ス	
	vonning. vonnisvelling.	罰ヲ言渡ス事	
(W-55 丁裏)	wet. regel, voorschigt.	掟	
	→ De wetten des lands.	國ノ掟	
(W-56 丁表)	wetboek. het boek der burgerlijk wetten.	掟ヲ書テアル書物	
	wetboek, het boek door de wetten van Moses in geschreven staan.	「モーセス」ノ掟ヲ書テアル書物	
	wetbreeker. wetenschender.	戒ヲ破ル人又掟ヲ破ル人	
	wetgever. die de wetten opsteid.	掟ヲ立ツル事	
	wetgeleerde. regtgeleerde.	政治科ヲ學デ居ル人	
	wetgeleerdheid. regtgeleerdheid.	政治科	regtsgeleerdheid の項参照
	wethouder. regter, magistraat.	市中ヲ支配スル人	

* 桂川甫周編『和蘭字彙』安政 2-5（1855-58）年。山城屋佐兵衛版（早稲田大学出版部による影印本（1974 年・鈴木つとむ解説））より抜粋。品詞及び名詞の性別は省略。括弧内は割注（本文中の引用も同様）。単語の見出しを主に抽出し、用例は法制関連の訳があるものを中心として掲載した。

すなわちここにいる「公事」とは、人民同士の私事の領域に対置されるもので、これが人民間の争論を「公」²⁴に訴え出るという意味で訴訟の意味合いを持つようになったという。さらに、「公事」の語と「裁判」との関係については、同書「職名部」の「公事奉行人」の項目から確認することができる。

公事執行の内に訴訟裁判の事は人庶の浮沈にかゝり天下の望する所にして政務の第一なれば俗間に公事といへるは必訴訟の事に限れる辞の如くなりゆき……かく公事といふことの訴訟に限れることゝなりしより大名諸家にて公事奉行公事方など称する職掌はすべて訴訟裁判の職となれり²⁵

近世を通じて、「公事」はひろく「政事」一般のことをいい、その内容のうち「訴訟裁判」がそうした政務にとっての重要事項であるという。このために「公事」とは訴訟の意味合いを持つようになり、公事方などの用語としても定着していったというのである。ところでここには一見して、「出入公事」や端的に「公事」等と称される出入筋に関する訴訟事件とその処理のことにしか言及されていないように見える。もつともここにおいて、こうした出入筋の手続自体が「民事刑事の両訴訟手続」²⁶ともいふべきものであり、幕府法の建前の上では出入筋を吟味筋に切り替えることも可能であったことに留意する必要がある。ここで『武家名目抄』もみるように、「公事」が本来政務一般のことを指すとするならば、訴訟だけではなく罪とその制裁に関する事務を広義には含んでおり、その中で訴訟事務処理が吟味筋に対して出入筋と呼ばれ、上述の「公事出入」のような理解になったと見ることができるだろう。また次章で見るように、神田孝平は国内制度改革の文脈で「公事」を明確に西欧刑事法の意味合いに用いている。いずれにしても「公事」の語には「捌キ」というかたちで、広義には出入筋と吟味筋とが概括的にとまとめられており、そしてこれらの職務は広く「政治」、「政務」の一環とし奉行所などによって担われることが確認される。

このように「公事」の語は徳川政権下で広く統治上の「政治」、「政務」の一環としての性格を持ち、その具体的な役割として「訴訟裁判」を取り扱うものであるということができよう。この意味において「公事」の主体は、これを行行う統治の側にある。²⁸⁾

ここにおいて『和蘭字彙』に目を戻すと、当時上述のような意味を有してそれぞれに密接な結び付きを持ったこれら「裁判」と「政治」、「公事」等の語が、*recht*に関連する派生語や用例が翻訳される中で併存していることは興味深い。そしてこれらの訳語は、「捌キ」を行う制度やこれに関連する用語を中心として現れている。その一方でここに、現代的意味における人民を主体とした「権利」に類する意味合いを見出すことはできない。無論そうした意味合いが*recht*に即して見出されないことは、直ちに日本にそうした概念や意識が存しなかったことを意味しないことは先学が指摘するところである。²⁹⁾ いずれにしてもここで強調したいのは、わが国に「権利」に関連する意識や観念が何らかのあたりで存在するとしても、それが*recht*あるいは*right, droit*といった西欧法概念がわが国にもたらされる際に、これが広く「公事」といった統治権力を主体とする文脈で翻訳されたということである。冒頭に挙げた熊谷開作は、明治時代に入り様々な西欧法に関する制度や観念が新たに翻訳され定着していく中で、「権利」の語が当初法令用語として「国の権益」の意味で用いられてきたことが、その後一般に定着していくなかで国家権力により支えられる力や利益を観念するにとどまるに至ることを指摘する。もともと、そのような狭い意味合いで*recht*が整理されていくようになる素地は、本節で確認した蘭語辞書の訳語のあり方を通じて見える近世以来の法や制度にかかわる認識に強く規定されていたということができよう。

以上のような理解を基礎としつつ、『和蘭政典』第五篇の検討に入りたい。神田による『和蘭政典』の翻訳は、本章に見たような性質を持つ「裁判」の理解を受け継いでいるのだろうか。あるいは西欧法概念を取り入れ、人民的な基礎を強く含意した理解のもとに翻訳をしえたのだろうか。結論を先取りするならば、『和蘭政典』の翻訳の中にも、「公

事」の語の背景にある権力的な性質についての認識の基礎は残されたということができるよう思われる。

第二章 『和蘭政典』第五篇の訳出のあり方

第一節 『和蘭政典』の基礎情報

まず『和蘭政典』について確認しておこう。同書は戊辰窮冬明治元（一八六八）年という徳川政権と新政府体制の形成のちょうど転換期に翻訳・刊行されたオランダ法典である。同書が明治三年前後の新政府の制度案の参考に供されていたことは、早くに指摘されている³¹⁾。そうした政府制度改革案のなかでも、裁判所の設置を含む刑部省改革案は、『和蘭政典』第五篇部分に対応すると考えられるとともに、その内容が他の篇別に比して詳細に写し取られていることが特に目を引く³²⁾。また訳者の神田は、文久二（一八六二）年に幕府蕃書調所の教授方出役、のち開成所教授職並を経て慶應四年開成所頭取となり、以降新政府に一等訳官、徴士として召され、以降政府内外において官員、明六社同人として活躍する知識人である³³⁾。彼は本文で挙げる『和蘭政典』のほか、多分野にわたる書籍の翻訳を行っている。その西欧知識は蘭字を基礎とし、また多くの洋行経験のある知識人との交流によつて得られたものであるが、彼自身に渡欧の経験はない。これらの意味において、神田の訳業について検討を加えることは、当時の西欧法制新知識と国内の知識との交錯を見通す上で一つの有益な素材であるといえるだろう。

次に、原典についての情報を整理したい。同書はその凡例に「此書の原典をホロンドウエツトファン子ーデルランデーンといふ」と記され、また本文の冒頭に「千八百四十八年校定」と記載されていること、さらに各篇と条の対応から、翻訳原典は *De Grondwet van Nederlanden*³⁵⁾、すなわちオランダ憲法（一八四八年改正）であることがわかる。神田が

同法典に接し、翻訳するに至った経緯は明らかではないが、同時代には西欧知識の摂取のために同じく憲法の読解を試みたとする例があり、幕末期には幕府機関や各地の学問機関を通じて諸国の法典に接する事が可能な環境にあったといえることができる。

さて、前述のとおり『和蘭政典の』原法典であるとみられる一八四八年オランダ憲法は、第五章 Van de Justitie (Artikel 145-163) に裁判組織に関する条文をまとめている。神田はこれを「第五篇 刑法事務ノ事」と訳し、そのうち一四五条から一五六条を「第一段 刑法総則の事 (原文: *Eerste Afdeling. Algemeene beschikkingen*)」³⁶、一五七条以下一六三条までを「第二段 大裁判所及び刑法官の事 (原文: *Tweede Afdeling. Van den Hoogen Raaden de Regterlijke Collegien*)」と訳している。³⁷ さしあたりここでは、「第五篇 刑法事務の事」を中心として検討を加えていきたい。この箇所には広く「刑法」にかかわる事務の中に「裁判所」との訳語が用いられていることが注目される。本稿ではこれらの語を導きの糸として挙げ、原法典と『和蘭政典』においてそれぞれ用いられている言葉を照らし合わせながら、同章が神田によっていかに翻訳されたかについて、また翻訳を通じて見られる幾つかの語の認識のあり方について、原語の随所に現れる *regt* 及びその派生・関連語の意味内容に着目して検討を行いたい。

第二節 訳出のあり方とその特徴

1 「裁判の権」と「裁判所」、「刑法」

まず、「刑法総則」と題された第一段の冒頭第一四五条は「和蘭国中裁判の権は国王の名前を以て之を施行すべし」と定めおかれる。ここでオランダの「裁判の権」と翻訳されたものは原文では (*Nederlanden*) *regt*⁽³⁸⁾ に相当するとみられる。まず、ここにいう「裁判」とは、何を意味するかについて検討しよう。

第一四五条のほか同篇中に「裁判」の語をたどると、第二段中（一五七条以下）において同段の見出しでもあった「大裁判所 (Hooge Raad)」を中心とする「裁判所」〔諸州裁判所 (gerechtshoven)〕、「諸邑一等裁判所 (regtbanken van eersten aanleg)」という機関の名を見出すことができる。これらによって、国王の名を以て行われる「裁判」が概ね「裁判の権」を構成するということができる。冒頭にも少しく述べたが、この第二段にみえる全国的な諸裁判所の配置が明治三年前後の政府制度改革案の幾つかに用いられていることは既に述べた通りである。⁽³⁹⁾

それではこれらは、どのような役割を果たすものと考えられているのだろうか。ここで第一段の第一四六条以下で *regt* に関する語の翻訳に用いられているのは、章（篇）の見出しの翻訳にもある通り一貫して「刑法」であることが注目される。すなわち、この *regt* を担う官員 *regters* を「刑法官」(一四九、一五一、一五二条)と翻訳しているのである。またこの「刑法官」に関連し、原文 *regerlijke magt* の訳語に対応するとみられる部分には、「刑法事務諸官員(六一条)」、「刑法官の管轄」(一四八条、「刑法の権」(一四九条)、「刑法官」(一五〇条)の語が用いられている。

2 「刑法」と「公事裁判」

ここでいう「裁判」と「刑法」が意味するものを推測するものとして、神田が『和蘭政典』の訳出とほぼ同時期に中外新聞に掲載した「西洋諸国公事裁判のこと」(慶應四年五月)⁽⁴¹⁾と題する記事が手がりとなる。これは題名の通り、西洋の「公事裁判」の要領を示した上で、これを「我邦従来裁判の法」と比較するという点において注目すべきテキストである。

神田はその冒頭において、「西洋にて公事訴訟を裁判するにハ第一刑法といふ者ありて何杯の悪事を為さバ何等の刑に行ふべしといふことを委して定め兼てより之を世上に公布し置き若し之を犯す者あれば即ち其定め通りに刑を行ふなり」と解説する。ここにいう「刑法」とは、「刑法の公布といふことな」き我邦と異なり、悪事に対する制裁を規定し

公示しておくものだと理解されていることがわかる。また同記事は「我邦の西洋に及はざる処」として身分を問わない「裁判役」の試験任用、「代言師」の試業による任用、また「吟味」手続における拷問の廃止、上訴制度（「越訴」）、さらに刑事政策上の処遇（「牢屋の法」）、死刑廃止に代表される寛刑化など多岐にわたる比較の視角を提示する。⁽⁴²⁾ いずれにしてもこれらは「刑」に関するものに特に言及して「公事裁判」を論じていることが特に目を引く。換言すればここには、先にも確認した『武家名目抄』公事部に示されたような、幕府の訴訟事務における「私事の争論」すなわち出入筋等⁽⁴³⁾に関する審理への言及が見られないのである。

ここにおいてあらためて『和蘭政典』に目を戻すと、ここまで見てきたように Justitie あるいは regterlijke magt を「刑法」にかんする管轄や官員というかたちで翻訳しており、「西洋諸国公事裁判のこと」について指摘した点と同様に、「裁判」の事務や統治権力における「裁判の権」を「刑」にかかわるものを中心として翻訳しているということが確認できよう。

3 「裁判所」と「律法」

それではオランダの「裁判所」は「刑法」に関する事務のみを処理する機関と認識されていたのであろうか。ここにおいて少なくとも、第五篇において現れるのは「刑法」だけではないことが確認される。すなわち一四六条は、「民法商法刑法治訟法治罪法を合して律法全書」一部を作 (Er is een algemeen wetboek van burgerlijk regt, van koophandel, van strafregt, van burgerlijke regts- en van strafvordering) をはじめとしたそれぞれの「律法 (wet)」を作成、公刊しておくことが定められる。けでなく、「民法 (burgerlijk regt)」をはじめとしたそれぞれの「律法 (wet)」を作成、公刊しておくことが定められる。この「律法」は第五篇の全体に配置され、さらに「刑法の権は律法にて拔擢せる刑法官の外之を行ふべからず」(一四九条)、「刑法官の黜陟は律法に関するべし(後略)」(一五〇条)とあるように「刑法官」の任免のほか、同官による「吟

味」(二五二、一五二、一五九、一六一条)と「裁断」(一四六一—一四八条)を行うに際して予め定め置かれるものである。

このように「刑法」にとどまらない諸法典(「律法」)が公布されることが条文中確認された。さらにこれら刑法典(strafeg)を含む個別の「律法」が「刑法官」によって担われるとみられることは、一四八条において明示される。同条は「私有の産業及び其産業より生ずる利権并に貸借の事及び民間諸利権の争訟を都て刑法官の管轄に帰すべし」と定めているのである。⁽⁴⁵⁾ここでは同官の管轄が私的な領域の「利権」にかかわる争いを対象とし、これを「裁断」するものと定められていることが確認できる。ここにおいて同条中の「利権」とは、「民間諸利権の争訟」に対応すると考えられる原文が *burgerlijk regten*、すなわち一四六条の「民法」に相当するものであることから、このように少なくとも神田の訳においては刑法官が「民法」にかかわる事項をもその管轄の一端としおくものと理解することができる。

4 「民法」と「民権」の認識

このように、『和蘭政典』第五篇において少なくとも「裁判の権」というときに、これらにかかる原語の *regt* は *regier, regterlijke magt* といった語の翻訳において「刑法」の語を基礎として構成されていたことが確認される。そして翻訳者の神田によればその認識は、「公事裁判」として徳川政権下の権力作用との比較を行う上でも同一であった。ここにおいて原書第五章のタイトルである *Justitie* は、管見の限り当時日本にもたらされていた蘭英、蘭仏辞書やこれらを基礎とした『和蘭字彙』ほかの蘭和辞書に項目が見られない。ここにおいて神田がこれを「刑法事務の事」と翻訳したのは、彼が当時、オランダ憲法にいう「裁判所」が行う活動に「公事裁判」を対応させ、これを刑罰にかかわる取り締まりや執行を前提として理解したことに関連しているものと考えられる。

無論ここにおいて、「刑法事務」のもつ事務の射程は「刑法」にとどまらず「民法」ほかの諸律法を包摂することは

これまでに述べた通りである。また、徳川政権下の奉行の職務のうちにも本公事、金公事といった人民同士の紛争に対する裁許事務が広く存在していた。⁽⁴⁷⁾ それでは、『和蘭政典』においては「民法」はどのように理解されていたのであろうか。

まず、第五篇の「裁判」や「裁判所」の活動が——裁断にしてもこれに関する手続きにしても——同篇の全体を通して、あらかじめ定めおかれ、また刊行された「律法 (wett)」を基礎としてその活動を行うものと定められているとみられる点が注目される(一四六条)。このような法によりなされる「裁判」と「律法」の関係を、神田は先述の「西洋諸国公事裁判のこと」の中で江戸期のわが国における裁断手続と比較すべき特徴の一つとして挙げ、これをわが国の「刑法」が人民に周知されていないことの問題点と対比させながら評価していた。繰り返すようにここで彼は、公事訴訟を一貫して「刑法」の側面から論じており、人民間の紛争の裁許やその手続には言及しない。

ここにおいて、このように「律法」を定め示しておくという点から考えれば、江戸期を通じて人民間の争訟に対する裁断は、主に金公事に一定の先例⁽⁴⁸⁾あるいはこれらを編集した実務参考書⁽⁴⁹⁾に基づく判断を行うという意味において判例主義的な性格を持つものであったが、いずれにしてもこれらは一回的性質の強い特定の事例に対する個別具体的な判断に供されるものであって、「御定書百箇条」のように幕府内部において法定されていたわけではない。加えてこうした実務手続は、現代の民事法のように法規の内容や関連する手続が広く人民に公示されているわけではないことに注意すべきであろう。

こうした事情を踏まえれば、『和蘭政典』において「民法」あるいは「民間諸利権の争訟」にかかわる事柄の処理を、「刑法」のように「何程の悪事を爲さは何等の刑を行ふべし」といふことを委しく定め、兼てより之を世上に交付し置⁽⁵¹⁾くというように、法定・公示をとまったかたちで運用することを十分に想定することは、当時のわが国においては容易ではなかったものと推察される。

またそもそも、神田が翻訳を行った明治元年以前の時期におけるわが国において、「民法」あるいは「商法」⁽⁵²⁾等というときに、国内の知識のみではその性質が十分に理解できていないという事情があるものと思われる。特に「民法」について言えば、『和蘭字彙』においては、前章に挙げた【表】にもみられるように *burger* が「町人（素姓正シキ由緒アル町人ヲ云ナリ彼国ニテハ此者トモ政道ニモ与リ此方ノ士ノ如クニテ賤シカラス者之事アル時ハ王ヲ助テ一方ヲ防ク者ナリ）」と訳される一方において、これに続いて挙げられる *burgerlijk regt* は「各国ノ法（国々ニテ立タル法）」⁽⁵³⁾と翻訳されていたことが示唆的である。ここで *burger* からは政治に関与する人民の存在⁽⁵⁴⁾を読み取ることができ、一方で、*burgerlijk regt* は単に国の法、やうに神田の *burgerlijk regt* の翻訳にあつては市民法、民法あるいは人民の権利に関する法という意味あいではなく、あくまで各国において定められた法というかたちで、町人を「公事」やその「捌キ」の客体として扱うという意味あいのもとに翻訳されているのである。

ここにおいて『和蘭政典』に話を戻すと、神田が凡例において同書に云う「根本律法」のことを、「其体裁を云へは……君民協議してもうけたる条約書なり」と解説している。このように君民が共に協議して国家の根本に立つ律法を定めるという体制は、神田とも親交のあつた福沢諭吉が慶應二（一八六六）年に『西洋事情』初篇においてこの体制を「立君定律」と説明しているが、いずれにしても『和蘭政典』の凡例部分には「君」に対する「民」の扱い、とりわけこれを「権」や「法」のもとにいかに取り扱つてよいかについての解説を見いだすことはできず、これらを判然と理解することができなかったのではないだろうか。

それでは、「民」に関する「権」については、『和蘭政典』ではどのように理解されていたであろうか。あらためて第五篇に即して確認すると、先程述べたように「民法」（一四六条）と翻訳された *burgerlijke regten* には、一四八条において「民間諸利権」の語があてられていることが注目される。同条文中ではこの「民間諸利権」と並行して「私有の産業及び其産業より生ずる利権」が挙げられ、これらの「利権（*regten*）」に関する争訟がすべて「刑法官」の管轄に

あるものと定められる。このように「民権」とは、裁判の文脈においては端的に民間の「利権」にほかならず、統治権力が「律法」に基づき裁断しあるいは保護するものであるということができるのである。

第三節 『泰西国法論』との相異点と共通点

以上に見たような『和蘭政典』第五篇の翻訳を通じて見られる *recht* の理解は、国内において同書に先んじて翻訳され、西欧法知識をわが国に紹介した津田真道訳『泰西国法論』⁵⁷⁾における泰西列国の法や裁判についての解説とどのような関係に立つであろうか。最後に、これらのテキストの翻訳のあり方を、特に *recht* の訳のあり方に着目して簡単に比較していきたい。

1 「律法」と「権義」

慶應二年五月前後にオランダ留学の成果を基に津田真道によってまとめられ、のちに『泰西国法論』の凡例に組み込まれた「泰西法学要領」においては、西欧諸国の「法学」の内容の分類の一例として「一 万国公法 二 国法 三 民法」が挙げられる。同書によればこのうち万国公法は西が、国法は津田が翻訳に従事し、これがそれぞれ『畢西林氏万国公法』、『泰西国法論』として公刊されるに至る。ここで第三のとして挙げられた民法は「猶蘭典に属」し、翻訳の予定があったとされるが実行には移されることはなかった。⁵⁸⁾ もっともここにいる「国法」の翻訳である『泰西国法論』中には、「律法」の一端としての「民法」についての記述が見られることは注目されてよい。

さて『泰西国法論』冒頭の「国法論の釈義并に其界限」（第一巻第一篇）においては、「第一制法ノ権は律法を制定す、第二行法の権は律法を施行す、第三司法の権は律法に従ひ権利を保護す」とあるように国家の機能の分類が論じられる

が、これらはいずれも「律法」を軸とし、それをいかに扱うかという点を第一に論じている。また、ここにいる「律法」とは端的に国法と民法に分けられている。このうち国法は「国家の制度通国の經理財用の理正并に国家国民双方の権義を定る等の諸条規」を指し、根本律法、經綸律法、刑法及び治罪法、税法、雑法に分けられる（第一卷第三篇第一三—一四章）。これに対して民法は「国人往来交会の際に生ずる所日用凡百の事に關涉する諸權諸義を脩理して平人をして法則を取らしむる者なり」との定義のもとに人權、物權、約束、さらに詞訟法とに分けられ、文明諸国においてはこうした民法の条目を網羅して「一大全備の律法書と成し之を明示す」ること定められているという（同篇第一五—七章）。

以上のように整理される『泰西国法論』の「律法」とりわけ「民法」の語の意味内容に対して、『和蘭政典』における神田の *burgerlijke regten* の翻訳は、「民法」の他に「民權」の語を与えられているが、その内容、特に「權」に關する部分は、民間や私有産業の「利權」を基礎においていたとみられることは先述した（一四六—一四八条）。これに對し、『泰西国法論』において示される「民法」は「国人往来交会の際に生ずる所日用凡百の事に關涉する諸權諸義」（第一卷第三篇第一五章）を対象とするものであり、さらにこれを管轄する「司法」の役割のうち「平常の司法」に着目すると、「庶民日用往来中其諸權諸義に關涉して生ずる所の詞訟を聴決」する「聴訟」（第一卷第五篇第二章）とあるように、「權」だけではなく「義」の語を用いていることが注目される。これら「權」や「義」は、同書冒頭において *regt* がもつ多様な概念の整理の第一に、両者が對の關係にあるものとして、津田によつて次のように解説される。

義の對にして權と訳す可し、譬ば券主は償ふべき義あり、債主は之を責る權あるが如し、法学中此意に用る所尤多し、故に法学又之を權學と訳す可し⁵⁹⁾

またこの「権」や「義」は、前述のように国法における「国家国民双方」に関する条規としても現れていた（第一巻第三篇第一三章）。このように、『泰西国法論』においては、『和蘭政典』よりも一層明確な形で、人民同士ばかりでなく国家と国民の間にも「権」と「義」の対応関係が *recht* を通じて確認されるのである。とりわけここにおいて、「法学」を「権学」とも訳しうると解説されていることは統治権力の側ばかりでなく人民的な基礎のもとにも *recht* を捉え、その理解を「法学」にも反映されているという意味において興味深い。

2 「レグツゲレールドヘイド」と「公事」、「政治」

以上のように、『泰西国法論』は、オランダの留学の経験をもとに西欧法学の大意を忠実に反映させているように思われる。しかしながら、その翻訳を基に法学のあり方を解説するにあたっては、一定の限界をもたざるを得なかったように思われる。

津田は「泰西法学要領」において「法学」に対応する諸語を挙げるなかで、蘭・独・仏語などにおいて「法学」に相当する語に含まれる「シュリ及ビドロワ独蘭のレグト」などの語をわが国の「公事（詞訟）」と対応するものとして解説している。さらに同書において「法学」に対応する諸国語の原語を列記する箇所において、オランダ語として「レグツゲレールドヘイド」が挙げられていることが特に注目される⁶⁰。この「レグツゲレールドヘイド」とカナ書きで表記されたオランダ語は、*regtsgeleerdheid* のことを指していると見られる。この語は、【表】の通り、『和蘭字彙』にも見出すことができる（R-19丁表他）。同書では *regtsgeleerdheid* が「政治科」と訳されているが、この「政治」の語に関連して、*recht* の項目の一つには「政法又法律」、また *recht* の関連語 *regten* の項目にある派生表現には「政治」や「公事」、「公事ノ捌キ」との翻訳も与えられていることは第一章で確認した。このように津田により「泰西法学要領」において説明された「法学」の意味内容は、*regtsgeleerdheid* に「詞訟の学（公事学）」との訳が与えられたことで、

regt の語を介して裁判、訴訟の処理に関することを意味するばかりでなく、それが広く政務の一環として位置づけられるということをここから読み取りうるのである。⁶¹⁾

このように、津田がいかに『泰西国法論』において *regt* に関して人民を主体として現在の「権利」に関する字義や觀念について論じ、「法学」と平行して「権学」の語を当てはめたとしても、その学問の基礎たる「法学（レグツゲ・ルール・ヘイド）」に「公事」の語を当てはめる限り、同書を通じた泰西諸国の法や裁判に関する情報の根底にわが国の「公事」の持つ政治・政務としての性格についての認識や、そこに見いだされる統治、事務処理の客体として人民を位置づけるような考え方から必ずしも自由であることはできなかったということができるように思われるのである。

おわりに

以上に素描したように、『和蘭字彙』にみられる *regt* やその関連語は、「捌き」、「裁判」の語と平行して「公事」、さらに「政治」の語が与えられていることが確認された。このような語が用いられたことは、当時における国内の統治権力による裁断の事務が、広く政務の一環として執り行われるものと理解されていたことを示唆しているように思われる。そしてこのような認識の前提は、『和蘭政典』にも同様に通底しているものと考えられる。同書においては *buergerli-jke regt* が「民権」と訳されている点から一見して、*regt* に現代的意味における「人民の権利」に関する觀念が含意されているように見えるが、そうした側面を持ちつつもここにいう「民権」は諸民の「利権」にかかわる争訟を取り捌くといった意味合いを中心に訳出されており、その意味においてあくまで統治、政務に軸足を置くものであったということができる。このように、法典の翻訳が試みられる中で、一貫して統治主体の側に立った翻訳がなされており、その中で人民は統治の客体で在り続けたということができる。そして、このような状況下では津田真道が「泰西法学要領」で

示したような「*regime*」の持つ人民固有の「権」あるいは「分」といった理解は、ただちにわが国に定着しなかったというよりも、統治権力の側面からこれを見る限り定着しうる基盤を持たなかったということができないのではないだろうか。むしろ、ここに挙げたような理解は本稿で挙げた諸テキストの一部を検討したうえで、暫定的な見通しである。本文中にも言及したように、一九世紀中頃には幕府によるオランダ法典翻訳事業のもとで訳された幾つかの法典があり、その一部が現代に残されている。これらの法典の個別の検討の作業を経てのち、あらためて西欧の法や制度に関わる概念の受容の態様およびそれらとわが国既存の法や制度にかかわる諸概念との緊張関係のあり方を考察する作業が必要となるであろう。その素材としては、たとえば宇田川興齋訳「和蘭律書按罪篇」⁽⁶³⁾や箕作阮甫訳「和蘭律書公事部」⁽⁶⁴⁾が挙げられる。天保一二(一八四一)年、老中水野忠邦から天文方和解御用に命ぜられていたオランダ法典の翻訳事業⁽⁶⁵⁾に関連した成果物の一部であると考えられるこれらの訳業は、当時蘭学識において名声を博した箕作らによる業績であると同時に、彼らの属する官学機関としての系譜を下ることにより、開成所に属した神田や津田らに繋がる。このことから、これらの訳業のあり方についての考察は、これ以外の翻訳法典にみえる諸語との影響関係あるいは異同を検討する上でも不可欠の作業となる⁽⁶⁷⁾。また、これらの作業と平行して、『和蘭字彙』⁽⁶⁸⁾以外の蘭和辞典ごとの翻訳のあり方の比較検討を行うことで、上述の諸法典翻訳の前提にある既存の法制やこれに関連する概念の認識のあり方及びその特質を見出す手がかりが得られるものと思われる。以上についての検討はすべて、今後の課題として残されている。本稿は未だ、これらの作業の序説にとどまるものである。

(1) 拙稿「明治初期における「司法」の展開過程に関する一試論——ブスケ・江藤新平と司法職務定制」(法政研究・七七(三)・二〇一〇)五二七—五二八頁、同「*Mille-feuilles influences*」- Reception of foreign law in the Edo-Meiji period Japan, *Kyushu University Legal Research Bulletin*, Vol.3-2013。また、オランダは一九世紀初頭にフランス統治下にあり、その間ナポレオン法

典を中心としたフランス法典が適用された。独立後も基本的に同法典が一定の修正を受けつつも用いられている (Martijn van der Burg, *Nederlend onder Franse invloed : Culturele overdracht en staatsvorming in de napoleontische tijd 1799-1813*, Amsterdam : De Bataafse Leeuw, 2009, pp.28-136)。このように「法体制」という表現をひとまず「諸法典を基礎とした国家統治体制」という意味で捉えるならば、当時のオランダ法体制はフランス法体制の強い影響下にあるということが出来る。このことはわが国における西欧法の参照とその理解の階梯を考察する上で留意されてよい。

(2) 邦訳されたオランダ法典については後ほど述べるが、それらを網羅的に紹介するものとして水田義雄『西欧法事始』(成文堂・一九六七) 第二―四章参照。もともと同書は翻訳法典及びその周辺事情を紹介するにとどまり、個別の法典の内容について検討を行うものではない。

(3) 「権利」の語は、丁韓良の翻訳による恵頓『万国公法』中にみられるほか、幕末から明治草創期にかけて津田真道や箕作麟祥がこうした漢訳書や中国古典の字義を参考にして用いたのが用語上の嚆矢とされる。この語の持つ意味内容についての考察は、古くは穂積陳重や中田薫によってなされた(穂積・穂積陳重遺文集」第二冊(岩波書店・一九三二)、中田『法制史論集』第三巻(下)(岩波書店・一九七一) 一一六四頁)。

(4) 熊谷開作「権利」の語の定着時に脱落した二つの観念」(同『近代日本の法学と法意識』(法律文化社・一九九一)(初出:龍谷大学法学部編『法と民主主義の現代的課題』(有斐閣・一九八九) 所収)。

(5) 戦後においては野田良之により比較法的な視角から検討が行われたほか、川島武宜の法意識論においても分析が行われ(野田「権利という言葉について」(学習院大学法学部研究年報・一四・一九七九、川島『日本人の法意識』(岩波書店・一九六七)、現在に至るまで研究が続けられている(たとえば前田正治「権理」と「権利」覚え書」(法と政治・二五(三一四)・一九七五、柳父章「翻訳とはなにか 日本語と翻訳文化」(法政大学出版部・一九八五) 第二章、大久保泰甫「近代日本における輸入情報の『処理』」(竹内敬人編『言語とコミュニケーション』(東京大学出版会・一九八八) 所収)、岩谷十郎「デジタルで紡ぐ福澤論吉の法のこと」(MediaNet・15・2008) 参照)。

(6) 前掲熊谷開作「権利」の語の定着時に脱落した二つの観念」一二六―一二七頁。

(7) 本稿では扱わないが、西欧諸テキストの中国における漢語訳を経たわが国への移入のあり方も見逃すわけにいかない。この点につき山室信一『思想課題としてのアジア―基軸・連鎖・投企』(岩波書店・二〇〇二) 二二―二三頁参照。

(8) 医学分野では、出島のオランダ人商館医から直接に指導を受けた藩医が存在する。W・ミヒエル・鳥井裕美子ほか編『九州の蘭学』(思文閣・二〇〇九) 二二―四〇、六六―七二頁参照。

(9) 西洋諸学、特に法学にかかわる情報の移入、これに関する研究史を簡潔に紹介するものとして前掲水田義雄、『西欧法事始』、

- 同「翻訳による法思想の摂取」（野田良之・碧海純一編『近代日本法思想史』（有斐閣・一九七九）所収）二一七―二二八頁参照。また漢訳書の方が国への移入に当たっては、たとえば「聯邦志略」の訓読・編集過程で合衆国政体に関する耶蘇教関係の記述が慎重かつ巧妙に削除されていることが指摘されている（杉井六郎『大美聯邦志略』の翻刻」（史窓・四七・一九九〇）三四―三五頁）。
- (10) 蘭語学史のうち、本稿に関係する蘭語辞書に言及する主要な概説・研究として大槻如電『新撰洋学年表』（大槻茂雄・一九二七）、森岡健二『近代語の成立』（明治書院・一九六六）、杉本つとむ『江戸時代蘭語学の成立と展開』（I―V）（早稲田大学出版部・一九七六―一九八二）、岡田袈裟男『江戸異言語接触——蘭語・唐語と近代日本語』（笠間書院・二〇〇六）。蘭語学研究はこのほか文法書などに重厚な蓄積をもつが、本稿では取り扱わない。
- (11) François Halma 編著『*Woordenboek der Nederduitse en Fransche Taalen*』（蘭仏辞典一七二六翻訳版、翻訳底本は一七二九年第二版）。
- (12) 「二つのハルマ辞書は、藤林普山によって「ハルマ和解」からコンサイス版「訳鍵」（一八一〇文化七刊行）が生まれ、また「ドゥーフ・ハルマ」は幕府法眼家、桂川家によって、写本の一部から「和蘭字彙」の名で一八五五―五八安政二―五年に刊行された。さらにこれらの辞書を総合したコンサイス版「増補改正訳鍵」（一八五九安政末―万延二）を加えると、日本における蘭語学習史の上でもつとも重要な蘭日辞書史の骨格を描く事を可能にする」（前掲岡田袈裟男『江戸異言語接触』一〇五頁）。
- (13) 島村昭辰・上瀉口武・稲井鉄鳴『「和蘭字彙」について』（日本歯科医史学会誌・五（四）・一九七八）一八一―一九頁。
- (14) 今泉みね・金子光晴解説『名ごりの夢——蘭医桂川家に生れて』（平凡社・一九六三）二五〇―二五一頁。
- (15) 大槻如電著・佐藤榮七増訂『日本洋学編年史』（錦正社・一九六五）六〇三頁。
- (16) 宮地正人「混沌の中の開成所」（東京大学編『学問のアルケオロジー』（東京大学出版会・一九九七）所収）二二―二三頁。同字彙は慶応三年のバリ万博に出品されている。
- (17) 神田は書生として桂川甫周に師事していたことから、同書の翻訳にかかる情報に何らかのかたちで触れていた可能性がある（前掲今泉みね『名ごりの夢』五頁。神田のほか、書生として福澤諭吉、箕作秋坪らの名が見える）。
- (18) 前掲岡田袈裟男『江戸異言語接触』一一四―一二六頁。
- (19) 前掲熊谷開作「権利」の語の定着時に脱落した二つの観念」一二六―一二八頁。
- (20) 近世から近代にかけて、「まつりごと」を意味する語として「政治」のほかに「政事」が用いられていた。これらの語の併存と混用のあり方につき、さしあたり毛桂榮「行政」及び「政治」の用語と概念」（法学研究・九三・二〇一二）二六―三二頁参照。
- (21) D. Bomhoff, *Nieuw woordenboek der Nederduitse en Engelse taal*, 4de. uitgave, J. F. Thieme, 1851, p.1094.（印記：蕃書調所、神奈川会所改、静岡学校）。同書におごつ *uitspraak* に *pronunciation* 等と並び *sentence* の語があつられる（p.

982)。

(22) 塙保己一編『武家名目抄』第一一八(今泉定介編『増訂故実叢書』(吉川弘文館・一九二八—一九三〇)。同書は幕命により文化三(一八〇六)年以降、和学講談所によって編纂された故実書で、徳川將軍家の実録編纂と並行して、その作業の参考文献の中から武家に関係するあらゆる名称に関わるものを職名・称呼・居所・衣服・公事・文書・歳時・儀式・弓箭・甲冑・刀剣・旗幟・輿馬・術芸・軍陣・雑の各門に分けてまとめたものである。

(23) 塙保己一編『武家名目抄第五(公事、文書、歳事部)』(今泉定介編『増訂故実叢書 第十六回』(吉川弘文館・一九二九)三六頁。

(24) 近世における「公」の語の概念について、当時の徳川政権の呼称として一般的に用いられたという「公儀」に関連し、ここにある「公」が「単に現代日本語の一般名詞「政府」の意味で……用いているように、往々見える。現に、「官」の字で、それはしばしば言い換えられる」との渡辺浩の指摘が、「公事」を考える上でも極めて示唆に富む(渡辺浩『東アジアの王権と思想』(東京大学出版会・一九九七)五頁)。

(25) 塙保己一編『武家名目抄第一(職名部上)』(今泉定介編『増訂故実叢書 第三回』(吉川弘文館・一九二九)二二九—二三〇頁。

(26) 石井良助『日本法制史概説』(弘文堂・一九四八)四七一頁。

(27) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社・一九六〇)四〇八—四一〇頁。

(28) これに対して人民は訴訟当事者としての意味合いで「公事人」などと呼ばれた(石井良助『近世民事訴訟法史』(創文社・一九八四)五一—二七頁)。

(29) 前掲熊谷開作「権利」の語の定着時に脱落した二つの観念」一二〇—一二二頁。

(30) 前掲熊谷開作「権利」の語の定着時に脱落した二つの観念」一二四頁。

(31) 稲田正次『明治憲法成立史 上巻』(有斐閣・一九六〇)八九—九一頁。

(32) 拙稿「明治初期における「司法」の形成に関する一考察」(法制史研究・五九・二〇一)八八—九六頁。

(33) 本稿に関連する神田孝平に関する文献、研究として神田乃武『淡崖遺稿』(神田乃武・一九一〇)、本庄築治郎編著『神田孝平——研究と史料』(清文堂出版・一九七三)、角田芳昭「神田孝平の翻訳文献について」(関西大学考古学等資料室紀要・四・一九八七)、同「神田孝平の官歴について」(同前・六・一九八九)、前掲今泉みね『名こりの夢』。年譜、著作一覧としてタルーピアセンター編『神田孝平——明治近代国家の推進者』(タルーピアセンター歴史民俗資料館歴史文獻センター・一九九四)参照。

(34) 神田は文久年間の蕃書調所在籍の時期に津田や西、また加藤弘之らを同僚として西欧の社会学、政治学、法律学等の書物を読

んでいたことが知られる（大久保利謙『幕末維新の洋学』（吉川弘文館・一九八六）一四二—一四三頁）。また明治四年に公刊された神田孝平訳『性法略』はフィセリングの自然法学講義筆記を神田が津田に代わり翻訳したもので、冒頭には津田と西による序文が寄せられている。

(35) 本稿における 'Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden. Officiële uitgave, volgens Koninklijk besluit van den 25sten October 1848 (Staatsblad n°. 73), in *Scravenhage, ter algemene lands- drukkerij, 1848* を参照した。題名にいう政典とは、神田の序文によれば「根本律法」を簡古に表現したものである。これは「君民協議して設ける条約書」であり、一切の律法はこの「条約書」を基礎とするために「根本律法」と名付けられているという。

(36) 大隈重信は回顧談の中で、幕末期に蘭書を通じた欧米諸国の国勢や制度文物に啓発されるところがあったと述懐する。この中で大隈は自らの「脳漿を刺激」し西欧諸国に対する理解に資したのとして「荷蘭の建国法」を挙げる（円城寺清編『大隈伯昔日譚』（新潮社・一九一四）一四—一五頁）。また大隈と同じく長崎に学び、後に「政体書」起草に関与した副島種臣はフルベッキのもとで合衆国憲法を学んでいた（一八六八年五月四日 J・M・フェリス宛フルベッキ書簡（高谷道男編訳『フルベッキ書簡集』（新教出版社・一九七八）一二五頁参照。当時における西欧法典の流通のあり方の一端が窺い知られる。

(37) 「第五篇 刑法事務ノ事」（一四五—一六三条、『和蘭政典』下巻四七—五三丁）。

(38) Artikel 145. Er wordt alom in de Nederlanden recht gesproken in naam des Konings. オランダ正書法の改定により、現在 recht は recht と綴られる。

(39) 前掲稲田正次『明治憲法成立史 上巻』八九—九一頁。

(40) 現在一般に「司法（権）」、「裁判官」と訳される。

(41) 神田孝平「西洋諸国公事裁判の事」（中外新聞・第三三三号・一八六八。前掲神田乃武『淡崖遺稿』二六—二九頁に再録。再録版の記事日付は四年閏四月である。本稿での引用は後者による）。

(42) 神田前掲「西洋諸国公事裁判の事」二九頁。同記事において対比された諸点は神田にとって「西洋に及はざる処にして実に嘆息に堪へ」ないものであり、「百度御一新」を機に改正あるべきことを主張する。

(43) 出入筋を吟味筋と対比させながら簡明に述べたものとして平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社・一九六〇）四〇四—四一四頁。

(44) 原文はこれらの「律法 (wetboek)」が五法典並びに *zaamenstelling der regterlijke magt*、すなわち裁判所構成（法典）にまで係っているとみられるが、これを神田は「律法を掌るべき専職を設け立つ」と、法典とは別個に翻訳している。

(45) Artikel 148. Alle twisgingen over eigendom of daaruit voortspuitende regten, over schuldordering en andere

burgerlijke regten, behooren bij uitsluiting tot de kennis van de regterlijke magt. Aan haar behoort insgelijks, behoudens de uitzonderingen door de wet te bepalen, de beslissing over burgerschapsregten.

(46) さらに、第四篇「州会并に邑会之事」第二段「四一条」に「別段訴訟之事 (zoodanige andere burgerlijke rechtshandelingen)」とあるように、原典の burgerlijke rechtshandelingen に「訴訟」の訳語を充てることが注目される。

(47) 小早川欣吾『増補 近世民事訴訟制度の研究』(名著普及会・一九八八) 一四六—一四七、五二九—五四七頁。

(48) 「公事方御定書」の秘密法典的な性質 (及び諸国における実際の流布の態様) について、前掲平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」五四六—五五〇頁参照。

(49) このうち金銭給付請求を基礎とする金公事については、証拠と法規・先例に基づく画一的判断に一定の親和性があり、大坂町奉行所の身代限手続にみられるように裁判の先例に従っているものとされ (神保文夫「西欧近代法受容の前提——大坂町奉行所民事裁判法の性格について」(石井三記ほか編『近代法の再定位』(創文社・二〇〇一年) 所収)、同「近世民事裁判における判例法の形成」(林董一博士古稀記念論文集刊行会編『近世近代の法と社会』(清文堂出版・一九九八) 所収)。

(50) 幕府地方役人の法律実務参考書として「聞訟秘鑑」(天明二(一七八二)年成立、聴訟秘鑑と表記される場合もある) が挙げられる。これは幕府地方役人の法律実務参考書であり、実務に供されるものとしてその写本が広く諸国に流布していたことが指摘されている (牧英正・安竹貴彦『聞訟秘鑑』その諸写本について (一) — (五) (『法学雑誌』三四(一)、二、三五(一)、二、三六(一)・一九八七—一九八八) その内容は「所訟之事」、「人殺吟味懸り之事」などの吟味筋についての条項を広く含むばかりでなく、金銭貸借や離縁など出入筋について裁許手続についての条項を広く含む。

(51) 前掲神田孝平「西洋諸国公事裁判の事」二六頁。

(52) 明治二年(己巳)には神田によってオランダ商法典の一部の翻訳(『和蘭商法自第十四至五十六』)が『泰西商会法則』と題して試みられている。一方において、一般的な用法としては、明治元(一八六八)年編纂された民間の漢語辞書『布令字弁』(浪速市民・知足編)において、「商法」は「アキナヒノシカタ」記されており、この語義は通常の商業活動の域を出ていないとみられる。なおその後、同書を基に編纂された中村守男編『新撰字解』(明治五年秋・奎文閣)においては「アキナヒノキソク」と説明されることが注目される。明治五年には対外交渉について国内で程度統一した対応を行うことを念頭に置き、「商の法あるは兵の法あるか如く規則条約勿る可からず」として「商法ノ規則ヲ確定」すべき旨の建白が民間から上申されているように、商業上の規則として「商法」を用いる例が同時期に増加を見せる(『商法大略建言書』(滋賀県管下農梅田耕路、堀野貞良)(国立公文書館蔵・第四類上書建白書・建白書(三)・明治五年八月〜九月)。

(53) 桂川甫周編『和蘭字彙』(山城屋佐兵衛・一八五五—五八) B一四七丁表。

(54) 前掲桂川甫周編『和蘭字彙』B一四七丁裏。

(55) 川島武宜「市民社会における法と倫理」(『法社会学における法の存在構造』(日本評論社・一九〇九) 所収) 一一五頁。

(56) 福澤諭吉『西洋事情 初篇』(尚古堂・八六六)。「国に二王なしと雖も一定の国律ありて君の權威を抑制する者を立君定律コンスチテュショナル・モナルキと云う。現今欧羅巴の諸国この制度を用ゆるもの多し」。(卷之一・五丁)、「方今荷蘭国は立君定律の政治と為て、国位を血統の子孫に伝えり」(卷之二・四七丁)。また、同書の合衆国政体の解説には、華盛頓府の組織につき「大統領附屬ノ国老」としての大閣老のほか、出納、軍務、海軍、飛脚場の執政と並んで「刑罰の事を司る執政」が挙げられている(卷之二・一八丁)。同書は、イギリスの政体解説についても同様に「王室の大臣」の一つとして「刑法事務宰相」を挙げている(卷之三・三五丁以下)。

(57) シモン・フィセリミング口述、津田真一郎訳『泰西国法論』(開成学校・一八六八)(大久保利謙ほか編『津田真道全集 上』(みすず書房・二〇〇一) 一一三—一七三頁)。

(58) 「但其目(一) 万国公法 (二) 国法 (三) 民法——筆者註」に至ては……此度命を奉じて起稿せし西周助が万国公法余が泰西国法論の訳を卒業の日を待て此三大別の其二の概略を見るべし、されど民法猶闕典に属す」(津田真一郎「泰西法学要領」(前掲大久保利謙編『津田真道全集 上』一〇三頁)。同史料の草稿によれば、大要は番書調所において一八六六年五月から六月にかけて稿されたものである(国立国会図書館憲政資料室蔵「津田真道関係文書」五)。

(59) 前掲津田『泰西国法論』一一四—一一五頁。この点だけを見れば、津田が「券主」あるいは「債主」というかたちで、*right* を権利そのものよりも具体的な経済的価値(「利権」)を中心として観念していたと解釈することも可能であるかと思われるが、津田による*right* の概念解説はこれにとどまるものではない。「権」や「義」のみならず、次のような多様な意味を含むことが知られる(前掲津田真道「泰西法学要領」一〇六—一〇七頁)。

其二 分と訳す可し、人各々分あり、父死して子嗣ぐは子の分なり、売買は商の分耕種は農の分にして他人之を争ふ可らざるが如し

其三 正直の本義にして律法と相対す、蓋律法宜しく正しかる可し、然れ共時ありて枉れる事あればなり

其四 国例と訳す可し、譬は羅馬国例法郎西国例と謂ふが如し、此は羅馬国法郎西国に通行せる権と分なり

其五 毎事一定の条例あり、此条例を総括したる者を謂ふ、譬は家法又後見の権の如し(彼土にては同義なれ共我邦にては一は法と翻訳し一は権と訳すべし)

其六 学者理を考へ道を講ず、其議論世法とす可し、此時は又之を義と訳す可し

其七 直に之を法学と訳す可し

其八 司法院等聴訟驗治の所を指す

其九 理非曲直を判ずる語を指す

其十 或は此語を仮りて非を枉て理と為す、至強の權の如し

(60) 「法学法郎西語に之をジュリスブルスダンス又シエンシ、デユ、ドロフといひ英吉利人之をヂュリスブルーダンシ又サインシ、オフ、ゼ、ラウ或はラウと称し独逸にレグツウイスセンシヤフト或はレグツゲレルサムカイトと云ひ和蘭にレグツゲレルドヘイドと云ふ、英のラウは法の義なり即仏のジュリ及びドロフ獨蘭のレグトは詞訟俗に所謂公事の義にてシエン、ウイスセンシヤフト、ゲレールドヘイト等は学の義なり、故に唯英語のみ法学と翻す可く他は詞訟の学（公事学）と訳す可し」（前掲津田「泰西法学要領」一〇六頁。傍線マテ）。

(61) 津田は、慶應四年正月に開成所教授職の立場から、「御府内御制度御改革被仰出度ニ付可申上候書付」と題する江戸の機構改革についての覚書を記している（前掲大久保利謙ほか編『津田真道全集 上』二六七—二七六頁）。これによれば、旧来の「公事刑法之吟味裁判」については、町奉行以下の与力同心を解体して設けられる「江戸公事刑法奉行」によって分掌されるものとされた。ここにいる「公事刑法」とは、広く出入筋と吟味筋に対応するものと考えられる。もつともこの「公事刑法奉行」は、『泰西国法論』に示された「司法」のように政府の「政令」や「制法」の事務と屹然として分立せしめられるものとは位置付けられておらず、あくまで幕府、政府内の権限の分掌的配置の下にあったものとみられる。その意味において、ここで読み込まれる「公事」の捌きの理解も、旧来の幕府統治機構における政務の延長線上にあったものと考えられる。津田が西欧知識を旧制へ反映させる上でのスタンスについては拙稿「制度律令」改革における時勢人情と学問（法律時報・八五（一三）・二〇一三）扉頁参照。

(62) 前掲津田真道「泰西法学要領」一〇六—一〇七頁、「其一」「其二」参照。

(63) 国立国会図書館蔵、宇田川興齋瀛訳・山路彌左衛門「諸学校「和蘭律書按罪篇二、三」。同書の条文構成からオランダ刑事訴訟法典（*Wetboek van Strafvordering, officiële uitgave, 's Gravenhage, 1837*）が原典であるものと推定される。

(64) 箕作阮甫訳「和蘭律書公事部七」（国立国会図書館所蔵「箕作阮甫、麟祥関係文書」（一三五号）。同書は前掲水田義雄『西歐法事始』七〇頁に述べられるように、穂積陳重らにより長らく刑法あるいは刑事訴訟法の翻訳であるとされてきた。近年になり翻訳原典が一八三八年オランダ民事訴訟法典であることが指摘されている（F. B. Verwilt, *Early Reception of Western Legal Thought in Japan 1841–1868*, proefschrift ter verkrijging van de graad van doctor aan de Rijksuniversiteit te Leiden, 1996, pp.92–94）。

(65) 「天文台訳員杉田成卿和蘭国憲を翻訳す幕議これに秘書として世間に頒さしめず……政書は憲法を成卿担当し律書は榕菴の受持とす成卿は和蘭五法の一なる国憲を訳述せしなり然に此時水野越前は既に其職を罷られ他の執政の省る所とならず故に高閣に束

ねられぬ」（前掲大槻如電『新撰洋学年表』一二八頁）。ここにいる「国憲」は現状においてテキストを見出せない。

（66） 大久保利謙「官学者・幕吏としての箕作阮甫」（同『幕末維新の洋学』（吉川弘文館・一九八六）五二―五七頁。宇田川については額田淑「宇田川興斉略伝」（美作女子大学・美作短期大学研究紀要・一四・一九六九）参照。

（67） ところで前註にみた如く、穂積陳重は宇田川興斎訳の法典を紹介する文章中で箕作阮甫訳「和蘭律書」の存在に言及し、その際同書の原法典を——実際は民事訴訟法であるにもかかわらず——「刑事訴訟法の一部」とであると推測している（穂積陳重「宇田川興斎訳和蘭刑法及び刑事訴訟法に題する辞」（穂積重遠編『穂積陳重遺文集 第三冊』（岩波書店・一九三四）五三八―五三九頁）。穂積がこのように判断した事実そのものが、興味深い問題を提起するように思われる。彼が箕作訳本を刑事法典と推測した理由は文中に明確な根拠を以て語られていないが、その一因は箕作訳本が条文中に「訟庭」や「評論」の語を用いる一方で、全体として「罪科」の申渡し（三三一条他・「決罪」（三五二条他）という翻訳を多用していることに求められるように思われる。これらの原典に対応する語はそれぞれ *vonnis* であるとみられる（Verwajen, *ibid.*, pp.242-244）。*vonnis* は『和蘭字彙』において「罰」の語を多く用いて訳されているが、本文第一章第二節にみたように「裁決ノ言ヒ渡シ」（U 一七丁裏）との訳も確認される。こうした訳語がありつつも「罰」や「罪」の語が多用されたことは、近代法上の民事訴訟手続が広く出入筋に包摂されていた日本近世の訴訟手続（前掲平松義郎『近世刑事訴訟法史』四〇四頁）からは理解が比較的容易であると考えられるが、一方で西欧法の民・刑事法の相違を踏まえて訳出が行われているということとはできない。もともとここにおいて、宇田川本が刑事訴訟法典であり、箕作本が民事訴訟法典であったことから、これらの翻訳の相異はわが国における西欧近代法上の民事法と刑事法の接続と分離に関する認識と理解を考える上で、その草創期の具体的なあり方を示す有益な素材足りうるものと思料する。個別の翻訳法典の比較検討の必要性を課題として強調する所以である。

（68） 前掲岡田袈裟男『江戸異言語接触』一〇五頁。

* 本稿中の引用等においては、【表】を除き基本的に旧字体を新字体に改めた。